

鶴見大学仏教文化研究所紀要第23号・雑報

雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	23
ページ	317-334
発行年	2018-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1646/00000313/



〈雑報〉

平成二十九年年度

仏教文化研究所活動報告

【第一回 運営委員会】

日時 平成二十九年四月二十日（木） 十二時二十分～十三時十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

- ①平成二十九年年度事業計画について
- ②平成二十九年年度公開シンポジウムについて
- ③その他

二、報告事項

- ①平成二十八年度決算について
- ②『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第二十二号（四〇〇部）の刊行・配布について
- ③平成二十八年度鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書（三〇〇部）の刊行・配布について
- ④その他

【公開シンポジウム】

日時 平成二十九年六月十日（土） 十三時三十分～十六時三十分

会場 大学会館地下一階メインホール

テーマ 「仏教に学ぶ保育の原点」

講師・演題

佐藤達全（育英短期大学・教授）「仏教に学ぶ保育の原点」

山崎和子（鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園・園長）「現場における仏教保育」

山室吉孝（鶴見大学短期大学部・教授）「乳幼児期における道徳教育」

橋本弘道（鶴見大学短期大学部・准教授）「保育者論としての仏教保育」

仙田 考（鶴見大学短期大学部・講師）「仏教・保育・子どもの環境」

（※公開シンポジウム記録は本紀要に掲載）

【第二回 運営委員会】

日時 平成二十九年七月六日（木）十二時二十分～十二時五十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

- ① 『鶴見大学仏教文化研究所紀要』（第二十三号）の原稿募集、編集予定について
- ② 平成二十九年年度仏教文化研究所図書購入の計画について
- ③ 競争的外部資金の獲得について
- ④ 専任研究員昇任の審査について
- ⑤ その他

二、報告事項

- ① 平成二十九年年度公開シンポジウムの結果について
- ② その他

【学術調査】

日時 平成二十九年九月十二日～十三日

場所 名古屋市立博物館・岩瀬文庫

参加者 下室寛道、木村清孝、尾崎正善、池麗梅、古瀬珠水、横山籠顯

調査対象 乾坤院本『伝光録』・長円寺本『伝光録』・その他関係史料

【第三回 運営委員会】

日時 平成二十九年十月十九日（木）十四時二十分～十二時五十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

- ①平成三十年度仏教文化研究所事業計画について
- ②平成三十年度仏教文化研究所予算について
- ③鶴見ヶ丘学術協力機構（仮）について
- ④専任研究員の昇任について
- ⑤その他

二、報告事項

- ①『鶴見大学仏教文化研究所紀要』（第二十三号）編集の進捗状況について
- ②『鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書』（第四号）編集の進捗状況について
- ③平成二十九年度仏教文化研究所図書購入の進捗状況について
- ④平成二十九年度仏教文化研究所図書購入の進捗状況について
- ⑤その他

【研究例会】

日時 平成三十年一月二十五日（木） 十六時半～十八時

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

発表者 池 麗梅（専任研究員） 『高王観音経』 について

松田陽志（兼任研究員・駒澤大学教授） 「曹洞宗の五位説について」

【第五回 運営委員会】

日時 平成三十年二月二十二日（木） 十二時二十分～十三時二十分

場所 仏教文化研究所共同研究室（六号館二階）

議題

一、審議事項

①平成三十年度鶴見大学仏教文化研究所所員について

②平成三十年度公開シンポジウムのテーマ等について

③仏教伝道協会との共同講演企画について

④その他

二、報告事項

①平成三十年度予算について

②平成二十九年年度研究例会の結果について

③『鶴見大学仏教文化研究所紀要』（第二十三号）刊行の進捗状況について

④『鶴見大学仏教文化研究所共同研究成果報告書』（第四号）刊行の進捗状況について

⑤鶴見ヶ丘学術準備委員会について

⑥その他

平成二十九年年度

仏教文化研究所概要

〔所在地〕〒230―8501 神奈川県横浜市鶴見区鶴見二―一―三 鶴見大学内

TEL ○四五―五八一―一〇〇一 FAX ○四五―五八一―一三九一

〔所 長〕 大山 喬史 鶴見大学学長

〔主 任〕 下室 覚道 文学部文化財学科教授

〔専任研究員〕 池 麗梅 仏教文化研究所教授

〔兼任研究員〕 石田 千尋 文学部文化財学科教授

学 内 伊藤 正義 文学部文化財学科教授

河野 真知郎 文学部文化財学科教授

小林 恭治 文学部文化財学科教授

宗墓 秀明 文学部文化財学科教授

星野 玲子 文学部文化財学科教授

前田 伸子 副学長・歯学部教授

橋本 弘道 短期大学部保育科准教授

山室 吉孝 短期大学部保育科教授

小池 富雄 文学部文化財学科教授

緒方 啓介 文学部文化財学科准教授

佐藤 慶太 先制医療研究センター教授

仙田 考 短期大学部保育科専任講師

田中 和彦 文学部文化財学科准教授

〔特別顧問〕 木村 清孝 鶴見大学前学長・東京大学名誉教授

〔客員研究員〕 尾崎 正善 文学部・歯学部非常勤講師

〔顧問〕 納富 常天 元大本山總持寺宝物殿館長

柳澤 慧二 本学名誉教授

関根 透 本学名誉教授

永田 勝久 本学名誉教授

田口 暢穂 本学名誉教授

岩橋 春樹 大本山總持寺宝蔵館館長

池田 道浩 本学文学部非常勤講師

鈴木 一馨 本学文学部非常勤講師

室瀬 祐 本学文学部非常勤講師

丘山 新 浄土真宗本願寺派総合研究所所長

興津 香織 国学院大学非常勤講師

小島 裕子 明治大学兼任講師

佐藤 達全 育英短期大学教授

斎藤 明 国際仏教学大学院大学教授

高橋 晃一 東京大学准教授

古瀬 珠水 東京外国語大学非常勤講師

松田 陽志 駒澤大学教授

蓑輪 顕量 東京大学教授

矢島 道彦 駒澤大学特任教授

〔兼任研究員〕
学 外

鶴見大学仏教文化研究所規程

(設置)

第1条 鶴見大学(鶴見大学短期大学部を含む。以下「本学」という。)に、鶴見大学仏教文化研究所(以下「研究所」という。)を置く。

(目的)

第2条 研究所は、本学の建学の精神に則り、日本における仏教の思想・文化・芸術及びその関連領域に関する研究を推進すると共に、国際的學術交流を積極的に行い、學術の發展に寄与することを目的とする。

(研究内容等)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 宗教学等の教授内容としての諸宗教の比較、仏教教理、曹洞宗学(特に總持寺教学)及び日本文化に及ぼした仏教の研究等の基本的研究
- (2) 本学における建学の精神の具現化及びその方法等の研究
- (3) 鶴見大学大学院文学研究科との共同研究及び他の研究機関との学際的研究
- (4) 研究会、講演会及び公開講座等の開催
- (5) 研究所の調査及び研究の成果並びに共同研究の成果、講演等の発表のための紀要類の刊行
- (6) その他研究所の目的を達成するために必要と認める研究等

(研究部門)

第4条 研究所に、次の3研究部門を置く。

- (1) 仏教学研究部門

(2) 仏教教育研究部門

(3) 仏教文化財研究部門

(所長)

第5条 研究所の所長は、鶴見大学学長が兼任する。

(主任)

第6条 研究所の主任は、研究所の所員のうちから、所長が委嘱する。

(所員)

第7条 研究所に、次の所員を置く。

(1) 専任研究員

(2) 兼任研究員

(3) 客員研究員

(4) 特別顧問

(5) 顧問

(専任研究員)

第8条 専任研究員は、研究所に所属する本学の専任教員で、その目的に準じて、専ら調査及び研究に従事する者をいう。

2 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第9条 兼任研究員は、研究所の活動に参加する次の者をいい、運営委員会の審議を経て、所長が委嘱する。

(1) 本学専任教員

(2) 本学専任教員以外の者

- 2 前項第2号に掲げる者の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 兼任研究員には、給与は支給しない。

(客員研究員)

- 第10条 客員研究員は、本学専任教員以外の者で、一定期間研究所に所属して、調査及び研究に従事する者をいう。
- 2 客員研究員は、所長が候補者を推薦し、運営委員会の承認を経て、所長が委嘱する。
- 3 客員研究員の処遇等については、別に定める。

(特別顧問)

第11条 特別顧問は、本学専任教員以外の者で、研究所の企画・運営に関する重要事項の審議に加わり、その活動を援助するとともに、調査及び研究に参画する者をいう。

- 2 特別顧問は、所長の要請に基づき、学長が任命する。
- 3 特別顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 特別顧問の給与については、別に定める。

(顧問)

第12条 研究所に、必要な助言を与え事業の円滑な運営を図るため、若干人の顧問を置く。

- 2 顧問には、給与は支給しない。

(職員)

第13条 研究所の職員(教員を除く。)は、専任のほか、本学の専任職員の中から所長が委嘱する。

(運営委員会)

第14条 研究所に、第3条に定める研究内容等の企画、運営のため、鶴見大学仏教文化研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、所長及び所長が委嘱する運営委員をもって構成する。

3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員会については、別に定める。

(経費)

第15条 研究所の経費は、本学の年間研究費予算及び寄附金等をもってこれに充てる。

(事務の所管)

第16条 仏教文化研究所は、教育研究支援センター事務部教育研究支援課が所管し、事務処理を行うものとする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

鶴見大学仏教文化研究所専任研究員任用規程

(目的)

第1条 この規程は、鶴見大学仏教文化研究所規程第8条第2項の規定に基づき、鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職位及び任用基準)

第2条 専任研究員の職位は、教授、准教授、講師及び助教とする。

2 教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 大学教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 准教授として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

3 准教授とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 大学教授としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 講師として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

4 講師とすることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(3) 前各号の該当者と同等以上の学識・経験・業績があると認められるもので、修士の学位を有するもの

(1) 大学講師としての経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

(2) 助教として相応な経歴を有し、かつ研究上の業績及び教育上の識見があると認められるもの

5 助教となることができる者は、次の各号のいずれかを満たすことを必要とする。

(1) 修士の学位を有し、研究上の業績を有するもの

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められるもの

(選考結果の上申)

第3条 専任研究員の選考は、一般公募とし、研究所運営委員会の協議を経て、研究所所長が当該候補者を学長に上申する。

2 前項の選考方法は、書類選考及び面接とする。

(申請)

第4条 専任研究員を希望する研究者は、原則として次に掲げる書類をもって研究所に申請するものとする。

(1) 履歴書

(2) 研究業績一覧

(3) 著書・論文

(4) その他選考に必要な書類

(職務)

第5条 専任研究員は、鶴見大学仏教文化研究所規程第3条に定める研究・調査活動、その他研究所の活動に必要な業務を行うものとする。

(勤務・待遇等)

第6条 専任研究員の勤務・待遇等は、鶴見大学職員就業規則によるものとする。

(研究費)

第7条 専任研究員には、研究費を支給することがある。

2 研究費の支給額は、別に定める。

(諸規程等の遵守)

第8条 専任研究員は、研究等に従事するに当たり、鶴見大学の諸規程等を遵守しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究所運営委員会の協議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成二十八年年度 仏教文化研究所購入図書・資料

- 『聖語藏経卷…宮内庁正倉院事務所蔵』（甲種写経一、DVD版）、宮内庁正倉院事務所編、丸善、二〇一一年。
- 『鎌倉遺文』、鎌倉遺文研究会編、補遺編・東寺文書第一卷、補遺編・東寺文書第二卷、補遺編・東寺文書第三卷、東京堂出版、二〇一一年。
- 『中國國家圖書館藏敦煌遺書總目録』（全八冊）、方廣錫・李際寧等主編、中国人民大学出版社、二〇一三年。
- 『中国仏教石経…四川省』（二冊）、雷德侯・孫華主編、中国美術学院出版社、二〇一四年。
- 『中国仏教石経…山東省』（二冊）、王永波・雷德侯主編、中国美術学院出版社、二〇一四年。
- 『中国禅籍集』（二冊）、石井修道編、臨川書店、二〇一六年。
- 『聖一派』（中世禅籍叢刊第四卷、第十一卷）、阿部泰郎・末木文美士編、臨川書店、二〇一六年～二〇一七年。
- 『禅の語録』（全二十冊）、筑摩書房、一九六九～二〇一六年。
- 『燉煌氏族人名集成…八世紀末期～十一世紀初期』、土肥義和編、汲古書院、二〇一五年。
- 『日本京大大学蔵中国歴代碑刻文字拓本』（全十八冊）、新疆美術影出版社…新疆子音像出版社、二〇一六年。
- 『冥報記卷下』、石塚晴通編、勉誠出版、二〇一六年。
- 白川静著『字統』（新訂普及版）、平凡社、二〇〇七年。
- 白川静著『字訓』（新訂普及版）、平凡社、二〇〇七年。
- 白川静著『常用字解』（第二版）、平凡社、二〇一二年。
- 白川静著『字通』（普及版）、平凡社、二〇一四年。
- 加納喜光著『漢字語源語義辞典』、東京堂出版、二〇一四年。

- 『古寺名刹みどころ事典』、みわ明編、東京堂出版、二〇一四年。
- 天野文雄監修『禅からみた日本中世の文化と社会』、ぺりかん社、二〇一六年。
- 荒川正晴・柴田幹夫編『シルクロードと近代日本の邂逅…西域古代資料と日本近代仏教』、勉誠出版、二〇一六年。
- 伊東貴之編『「心身」身心』と環境の哲学…東アジアの伝統思想を媒介に考える』、汲古書院、二〇一六年。
- 池田温著『唐史論攷…氏族制と均田制』、汲古書院、二〇一四年。
- 大澤広嗣編『仏教をめぐる日本と東南アジア地域』(アジア遊学一九六)、勉誠出版、二〇一六年。
- お沖本克己著『沖本克己仏教学論集』第一～三卷、山喜房佛書林、二〇一三年。
- 倉本尚徳著『北朝仏教造像銘研究』、法藏館、二〇一六年。
- 栗原益男著『唐宋変革期の国家と社会』、汲古書院、二〇一四年。
- す末木文美士・高橋秀榮編『禅教交渉論』(中世禅籍叢刊第七卷)、臨川書店、二〇一六年
- 内藤湖南著『内藤湖南敦煌遺書調査記録』(関西大学東西学術研究所資料集刊三四)、玄幸子・高田時雄編、関西大学出版部、二〇一五年
- 『牧田諦亮著作集第五卷…策彦入明記の研究』、牧田諦亮著、牧田諦亮著作集編集委員会編、臨川書店、二〇一六年。
- 『牧田諦亮著作集第八卷…雑篇(補遺篇)・総索引』、牧田諦亮著作集編集委員会編、臨川書店、二〇一六年。
- 蓑輪顕量著『日本仏教史』、春秋社、二〇一五年。
- 馬場久幸著『日韓交流と高麗版大藏経』、法藏館、二〇一六年。
- 山元宣宏著『古代書体論考』、京都大学学術出版会、二〇一六年十一月
- 『石窟寺研究』、中国古迹保護協会石窟專業研究会、龍門石窟研究院編、第七輯、科学出版社、二〇一七年。
- 拜根興著『石刻墓志与唐代東亜交流研究』、科学出版社、二〇一五年。

鶴見大学仏教文化研究所紀要投稿規程

一 鶴見大学仏教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）は、鶴見大学（以下「大学」という。）及び鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究又は教育に従事する者の研究業績を内外に発表することを目的とする。

二 紀要に投稿できる者は、原則として、大学及び短期大学部において研究又は教育に従事する者及びこれと共同で研究に従事する者と、仏教文化研究所主催による公開講演会・シンポジウムの講師とする。

三 投稿される論文は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本紀要に投稿できない。但し、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。

四 投稿する者は、紀要刊行内規で定められた投稿要領に従って原稿を作成する。

五 本紀要に掲載された論文の公衆送信権は、鶴見大学に属する。

附 則

この規程は、平成十八年四月二十日から施行する。